

報告第7号

専決処分の報告について（第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年8月28日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 


提案理由

車両物損事故による和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専 決 処 分 書

道路管理瑕疵による車両物損事故の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月11日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- | | |
|----------|--|
| 1 事故発生日時 | 平成31年3月27日 午後1時30分 |
| 2 事故発生場所 | つくばみらい市陽光台地内 市道25028号線 |
| 3 和解の相手方 | |
| 4 事故の概要 | 上記場所を走行中、桁下制限ゲートが表示されている制限高さより低かったために衝突し、荷台テント幌及び骨組みに損害を与えたもの。 |
| 5 損害賠償額 | 276,480円 |
| 6 市の過失割合 | 100% |